

## (1) 子どもたちが群れて遊ぶ「公園・ひろば」の復活

### 3-1-1 1人あたり公園面積の国際比較

1956年に制定された『都市公園法』等、都市部における公園緑地を増やす方策が実施されたことにより、公園緑地等の一人当たりの面積は、1970年に2.7㎡だったのが2004年には8.7㎡に増加した。しかし、まだ欧米諸国に比べると、大きな差がある。また都市緑地の機能としては、景観構成、環境保全、防災、レクリエーションが求められているが、地球温暖化やヒートアイランド現象による環境問題への関心や、大規模地震による防災意識の高まりが、緑地のありかたに関する議論の中心となってきたため、利用者の視点よりも面積としての量的な増産が目的化されてきた。またレクリエーションとしても、スポーツを目的とした空間整備が主であり、住民が身近に利用する公園の整備は遅れている。

但し1994年、都市緑地保全法の改正により創設された『緑の基本計画』では、緑地のありかたを「市町村が地域の状況に合わせて」また「市民と共同で計画する」とされており、今後、緑地面積の数的な充足だけではなく、地域の住民が欲する利用方法を重視した緑地が増えてゆくことが期待されている。

尚、下記の数値は、国土交通省の定める都市公園についてのみであり、これらの他に厚生労働省の定める児童遊園や、一般ディベロッパーの建設行為により生み出される提供公園等がある。

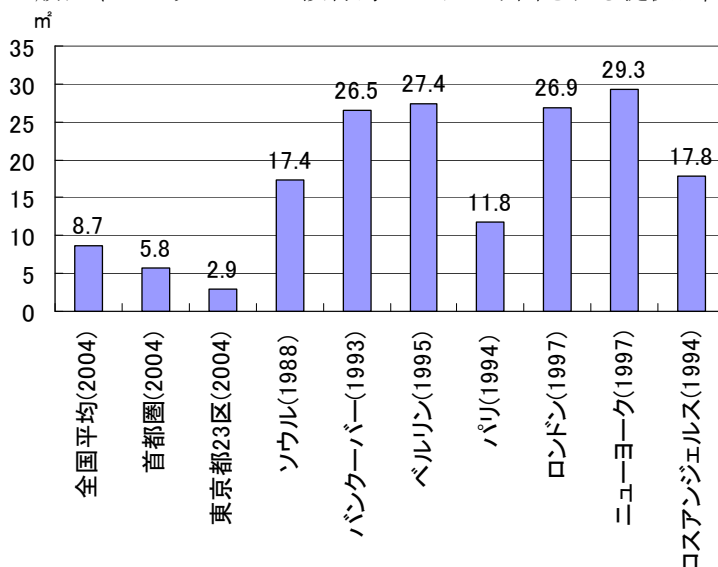


図 3-1-1 一人あたり公園面積の国際比較 (国土交通省資料)

### 3-1-2 公園利用実態の経年変化

都市公園は、住民の利用を主たる目的とする住区基幹公園と、広域的に利用される都市基幹公園とに分けられる。住区基幹公園は、街区公園、近隣公園、地区公園の3種類からなり、それぞれに目標とする誘致距離と面積が設定されている。

住区基幹公園や児童遊園等の身近な公園における利用者数の経年変化をみると、学齢前幼児から中高生までの利用者数が、少子化の度合いを超えて減少している。また公園を利用している場合でも、遊具の周辺での携帯型電子ゲーム等、個人的な利用が増えている。

(国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 財団法人公園緑地管理財団 都市公園利用実態調査報告書資料)

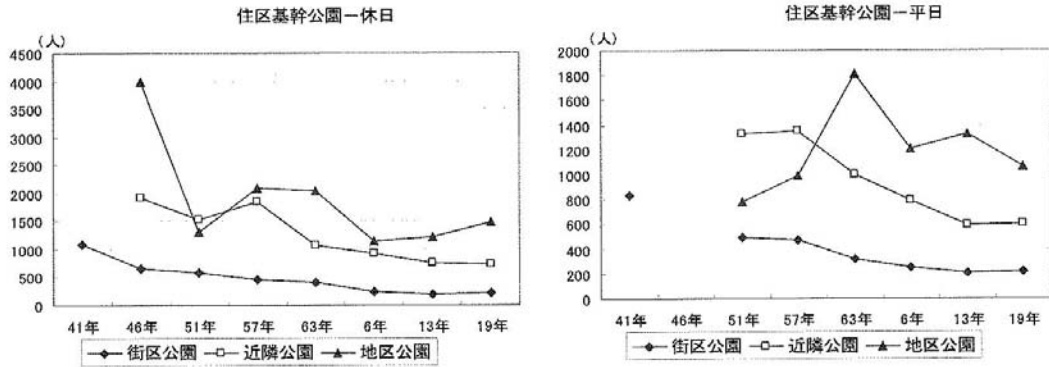


図 3-1-2-1 住区基幹公園利用者の経年変化（休日と平日）

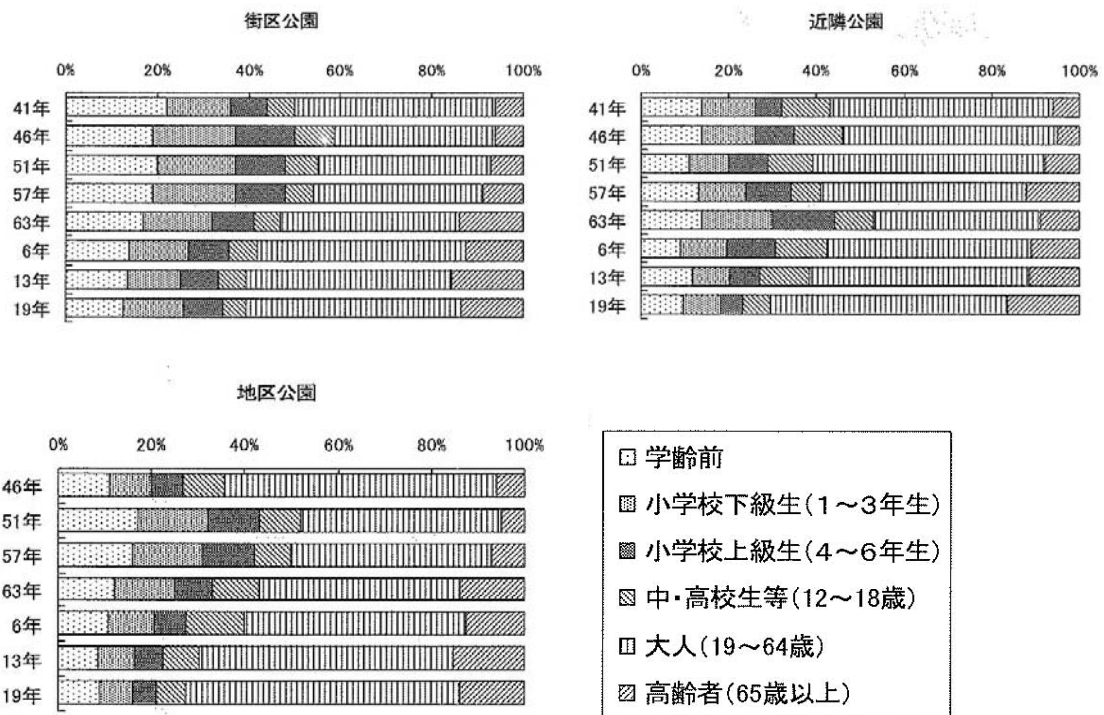


図 3-1-2-2 住区基幹公園利用者の経年変化（利用者の年齢構成）

### 3-1-3 公園遊具の撤去の実態

【2007年6月26日、毎日新聞】

「大阪市住吉区の公園で昨年秋、前後左右に揺れるスプリング遊具が根元から折れ、乗っていた中学生がけがをした事故を受け、市が管理する公園のスプリング遊具1,488基を点検した結果、8割の1,199基を危険と判断し、撤去していたことが分かった。市によると、遊具は胴体部を鉄製のスプリングで支える構造。点検で、1,199基はスプリングがさびて劣化し、強度が不足していることが判明した。市は別の幼児向け遊具の設置を検討しているが、約2億円の財政負担が必要との試算もあり、今年度は難しいとしている。スプリング遊具が壊れる事故は名古屋、札幌、岐阜、横浜の各市など全国で多発。横浜市は昨年、745基を撤去している。」

【2007年11月14日、神奈川新聞】

「今年四月から九月にかけて児童がけがを負う遊具事故が多発したことを受け、再発防止策を検討していた横浜市は十三日、「遊具点検マニュアル(案)」を作成した、と発表した。これまで不明確だった不具合発生後の報告・連絡体制や、使用禁止措置の流れを明文化したほか、図や写真で分かりやすく表示しているという。点検や管理体制を明確にし、安全・安心に遊具施設を利用できるようにするのが狙い。市職員が巡回方式で行う点検業務の留意点や実施方法、異常の判定、その場合の措置方法などを全市統一的に定めた。試験運用を経て、二〇〇八年度から本格的に運用を始める。遊具施設の点検について、これまでは〇二年に作成された「市公園施設点検マニュアル」の中で規定していたが、【1】不具合があった場合の報告・連絡体制【2】使用禁止措置の方法【3】点検の際のチェックシート-の三点について、統一的な見解や形式がなかったという。ブランコの金具など部材の耐用年数の目安も記載。実際に使用禁止措置を取った遊具の写真や、遊具ごとの点検ポイントなども掲載している。都市公園に設置されている遊具施設が対象だが、市が管理する保育園や学校の遊具などについても、マニュアルを準用していくという。また、九月までに使用禁止措置が取られた都市公園の千九百四十四基の遊具のうち、すでに九百四十九基を撤去。残りについても、修繕や撤去を進めている。」

3-1-4 公園での子どもの声が騒音として地裁で仮処分の記事  
【2007.11.19 日経新聞】

2007年(平成19年)11月19日(月曜日)

## 公園噴水の停止命じる司法判断 波紋

# 子供の「騒音」対立やまず

公園の供の音や学校から出る音響は身近な音響を巡るトラブルが後絶しない。東京では十月、公園で遊子供の音を騒音と認め仮処分決定が出た。公園を管理する自治体は防音対策を迫る司法判断だが、住民からは「子供がかわいそう」との声も。音の聞こえ方個人があらず、学校の音響ならざるは単に騒音で済ませ、解決が難しいが実情だ。

夏場、子供が水遊びに興じていた東京都西東京市の「いこいの森公園」(手前の子供たちが遊んでいる付近が噴水)

自治体に寄せられている学校や公園の騒音への苦情の例

自治体	騒音の内容	時期	自治体・学校などの対応
東京都東区	運動会の練習のマイクやバンドの練習音に苦情	6月	地域との良好な関係を築くため、区内各校に教育委員会から周知徹底
埼玉県玉市	小中学校の週末の校庭開放で野球やサッカーなどのコックの音がうるさいと苦情	10月	住民とできるだけ顔を合わせて話し合い
埼玉県川口市	スケートボード大会の音響に近隣住民から苦情	昨年7月	初心者向けにのべの講習会を開催
大阪府天王寺区	府立高校の校門の閉鎖音がうるさいと苦情	10月下旬	門にゴム製の緩衝材を取り付け音量を減らした
福岡県福岡市	私立幼稚園の園児の声で静かに休めないという苦情	9月	遮音壁を作るなどの案を検討中

## 学校含め一律規制困難

「騒音」を巡るトラブルは、自治体と住民の間で増え続けている。自治体側は「騒音規制法」に基づき、騒音の発生を抑制するよう指導している。しかし、学校や公園などの施設は、騒音の発生を抑制することが難しい。また、騒音の発生を抑制するだけでなく、騒音の発生を防止することも必要である。自治体側は、騒音の発生を抑制するために、学校や公園などの施設に対して、騒音の発生を抑制するよう指導している。しかし、学校や公園などの施設は、騒音の発生を抑制することが難しい。また、騒音の発生を抑制するだけでなく、騒音の発生を防止することも必要である。

## 騒音苦情、昨年度1万6000件

総務省によると、二〇〇六・五・九増の一万六千九百九十二件に達した。騒音苦情の半は工場や建設作業所から出る音響が原因で、公園や学校などから出る音響も増加している。騒音苦情の増加は、自治体側にとって大きな課題となっている。自治体側は、騒音の発生を抑制するために、学校や公園などの施設に対して、騒音の発生を抑制するよう指導している。しかし、学校や公園などの施設は、騒音の発生を抑制することが難しい。また、騒音の発生を抑制するだけでなく、騒音の発生を防止することも必要である。

## 国民意識 敏感に

「国民の公衆への意識が敏感になっている」と、環境省の調査結果が示している。騒音苦情の増加は、国民の意識が敏感になっていることを示している。自治体側は、騒音の発生を抑制するために、学校や公園などの施設に対して、騒音の発生を抑制するよう指導している。しかし、学校や公園などの施設は、騒音の発生を抑制することが難しい。また、騒音の発生を抑制するだけでなく、騒音の発生を防止することも必要である。

「騒音」を巡るトラブルは、自治体と住民の間で増え続けている。自治体側は「騒音規制法」に基づき、騒音の発生を抑制するよう指導している。しかし、学校や公園などの施設は、騒音の発生を抑制することが難しい。また、騒音の発生を抑制するだけでなく、騒音の発生を防止することも必要である。

### 3-1-5 子どもの本質と遊び

後白川法皇御撰 『梁塵秘抄』(1180頃)には次のように記されている。

「359 遊びをせんとや生まれけむ、戯れせんとや生まれけん、遊ぶ子供の聲聞けば、我が身さえこそ動がるれ、」

岩波書店 日本古典文学大系 p408 1966

### 3-1-6 公園児童指導とその変遷

大正時代日比谷公園で発祥した公園における児童指導は、昭和前半期「自然学習」(nature study)概念を柱に、アウトドアでの集団遊びによって子どもの心身共の健全な発達を促すものとしておおきな盛り上がりを見せた。東京市(当時)の公園課は、児童指導掛を設け数十名の専門職員が活躍した。しかし公園行政が子どもの教育行政を扱うことが批判され、子どもの遊びを人的にサポートする「公園の児童指導」は消滅し、かわりに遊具など施設整備方式が主流となり、子どもの遊びが貧困になっていった。また公園児童指導の流れは、児童福祉法に基づく児童厚生施設と児童厚生員へと展開していくこととなったが、屋外で子どもの遊びを見守る公園児童指導が復活することはなかった。尚、公園児童指導とその変遷については次の文献にくわしい。

- 1)末田ます:「子供には良き遊び場を」(『児童生活』一卷1号)、1928
- 2)森春雄:「公園における指導」(『児童生活』九卷三号)、1941
- 3)末田ます:「児童公園」、清水書房、1942
- 4)佐藤昌:「日本公園緑地発達史(上)」、都市計画研究所、1977
- 5)佐藤昌:「日本公園緑地発達史(下)」、都市計画研究所、1977
- 6)東京都造園建設業協同組合編:『緑の東京史』、1979
- 7)進士五十八:「日比谷公園の総合的研究(1)」日本建築学会関東支部研究報告集、1983
- 8)上原敬二:『この目で見た造園発達史』、同刊行会、1983
- 9)進士五十八:「緑のまちづくり学」、学芸出版、1987

### 3-1-7 冒険遊び場 活動団体数の推移(資料:日本冒険遊び場づくり協会)

冒険遊び場とは、デンマークのランドスケープアーキテクトである、カール・セオドール・ソーレンセン氏によって1943年にコペンハーゲンで創られた「エンドラップ廃材遊び場」を起源とする遊び場である。この遊び場は、設置された遊具で遊ぶのではなく、こども達が自ら考えて自分たちで遊びの道具や方法を創り出して遊ぶことが特徴である。また冒険遊び場には、プレイリーダーと呼ばれる大人が常駐していることもその重要な特徴である。但しこのプレイリーダーは、遊びを指導することが役割ではなく、その存在による気配が、こども達の自由な活動に、ある種の自主規制を促すことが求められている。

日本で最初に冒険遊び場が開設されたのは、1975年の東京都世田谷区の一画であったが、当時はまだ正式に固定された場所での開設ではなかった。常設となったのは、1979年に世田谷区羽根木公園内で始まった「羽根木プレーパーク」が最初であった。ここでは「自分の責任で自由に遊ぶ」をスローガンに、住民が行政と連携を取りながら、自ら運営することが継続的に行われている。

1998年に開催された「第一回冒険遊び場全国研究集会」をキッカケに、地域で住民が主体となって冒険遊び場を開設する動きが増えてきた。

1998 (平成10) 年11月	56団体 (「第1回冒険遊び場全国研究集会」時点)
1999 (平成11) 年度	69団体
2000 (平成12) 年度	95団体
2001 (平成13) 年6月	110団体 (「第2回冒険遊び場全国研究集会」時点)
2003 (平成15) 年5月	約150団体 (「第3回全国冒険遊び場活動実態調査」時点)
2004 (平成16) 年度	192団体
2005 (平成17) 年度	214団体
2006 (平成18) 年度	225団体
2007 (平成19) 年度	233団体

### 3-1-8 冒険遊び場づくり活動団体の活動状況の実態

#### 1) 日本冒険遊び場づくり協会 第4回冒険遊び場づくり活動団体実態調査(2007)結果報告 230 団体へ郵送アンケート 有効回答 125 票 (回収率 54.3%)

このアンケートによると、年に数回のイベントのレベルから、徐々にではあるが、定期的な開催を実施している冒険遊び場活動が増えてきている。この背景には、行政の遊び場に関する認識の変化や、遊休土地の利用方策に関する、不動産界の経済的な価値観の変化が考えられる。

利用者の年齢に関しては、小学生の利用が多く、中学生や高校生が冒険遊び場を訪れるのは、自分が小学生時代に慣れ親しんだ空間に対する懐かしさと同時に、身近な大人としてのプレイヤーの存在が大きい。

また近年、冒険遊び場は、自由な遊びを展開できる場としてだけではなく、都市における自然体験の場としても見直されており、乳幼児の自然体験の啓発の場としても見直されつつある。

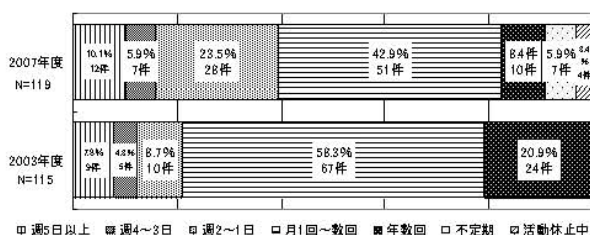


図 3-1-8-1 冒険遊び場の活動状況 (開催頻度)

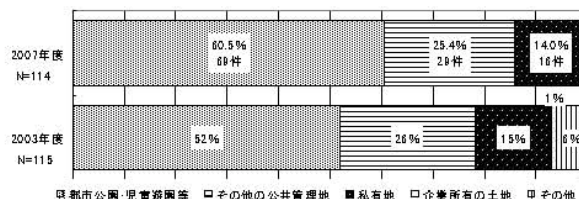


図 3-1-8-2 冒険遊び場の活動状況 (活動場所)

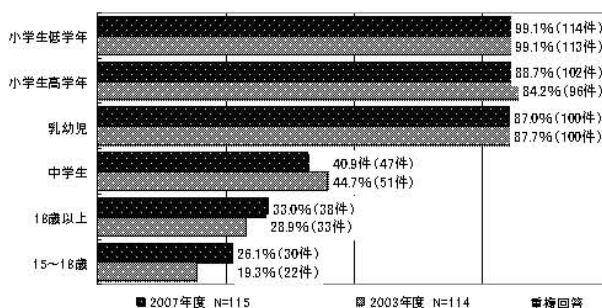


図 3-1-8-3 冒険遊び場の活動状況 (利用者年齢層)



## 2) 冒険遊び場・プレーパークについては下記の文献を参照

羽根木プレーパークの会編、「冒険遊び場がやってきた！」晶文社、1987  
 ロビン・ムーア他編著（吉田他共訳）、「子どものための遊び環境」、鹿島出版会、1995  
 遊びの価値と安全を考える会編、「もっと自由な遊び場を」、大月書店、1998  
 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修、『子どものための公園づくりガイドライン』、財務省印刷局、2001

尚、日本の冒険遊び場の評価については以下の文献を参照  
 ロジャー・ハート（IPA日本支部訳 木下・南・田中監修）『子どもの参画』、萌文社、2000  
 Tim Gill (2007) *No Fear: Growing up in a risk averse society*, Calouste Gulbenkian Foundation

### 3-1-9 冒険遊び場活動団体におけるプレイリーダーの雇用について

日本冒険遊び場づくり協会 第4回冒険遊び場づくり活動団体実態調査(2007)結果報告より  
 230 団体へ郵送アンケート 有効回答 125 票 (回収率 54.3%)

徐々にではあるが、プレイリーダーを配置できる冒険遊び場が増えてきている。この背景には、行政や財団による助成金の影響が大きいですが、継続的に助成金を獲得できない場合は、年度によってはプレイリーダーを雇うことができず、遊び場の質が低下、もしくは閉鎖に追い込まれることもある。

プレイリーダーの配置に関する金銭的な補助が得られたとしても、その多くは極めて低額で、個人の生活を維持してゆくためには、他にアルバイト等の収入を得ているのが実情である。

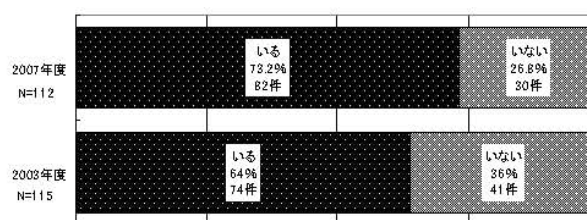
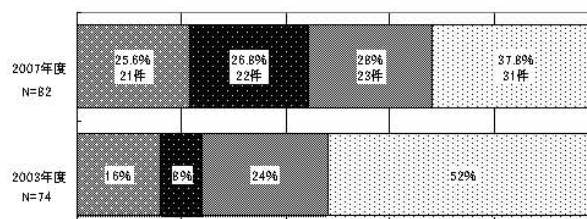


図 3-1-9-1 プレイリーダーの配置状況



■ 主たる職業としている ■ アルバイト ■ お金は支給されるが「給与」ではない □ ボランティア

図 3-1-9-2 プレイリーダーの雇用形態

### 3-1-10 集合住宅における公園・広場の変遷

- 1) 近藤公夫他:都市オープンスペースの利用に関する計画的研究(第2報) -公園緑地の相対的誘致性に関する研究、造園雑誌 Vol. 32, No. 4, pp. 31-34
  - 2) 北口照美:集合住宅における公園緑地問題、家政学研究 Vol. 25, No. 2、奈良女子大学
- 吉田 鐵也他、集合住宅地(中層分譲フラット)のオープンスペースにおける行動の研究、昭和 59 年度日本造園学会研究発表論文集 2

建築基準法や都市計画法の影響により、集合住宅のオープンスペースは、北側や中庭といった、日光の照射量が少ない空間に確保されることが多い。このため、住民の交流スペースであると共に、子ども達の遊び場となるべく空間の質は非常に「不健康」な空間となることが多い。これらの法規を利用する人間の視点で再度、検討し直すことが重要である。

### 3-1-11 公園の問題は、地域の住民が自分たちで話し合って解決すべき

中津秀之：「遊び場のジレンマ」、日本造園建設業協会広報誌(10月10日号)、2004

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(平成14年)」が制定され、遊具に関して、全国一律のガイドラインができたことになるが、ASTMやCPSCといった基準を持つ、安全問題に関する先進国であるアメリカでは、「安全基準を施行した後も遊具事故は減少していない」という調査報告がなされている。さらに遊び場の魅力が減少した結果、こども達は公園以外の場所でその欲求を満たそうとした結果、より危険な状況に遭遇していると言われている。

遊具の安全問題も含めて、公園における問題は、地域社会の問題と捉え、地域の住民が話し合い、行政とのコラボレーションをベースに問題解決案を策定するべきである。

### 3-1-12 千葉市子どもたちの森公園の事例

2007年4月27日に開園した千葉市子どもたちの森公園は行政と市民、NPO専門家の連携で整備された模範的な例と言える。平成14年度から平成17年度まで計21回のワークショップが開催され、それ以外にも子どもたちの森で遊ぶ会という活動が平成16年から17年まで9回開催された。このような丁寧な住民参加のプロセスによって、管理運営に関わる組織「自然わかばの会」が平成18年度に生まれて、常駐のプレーリーダーも抱えて千葉市で本格的なプレーパークが生まれた。

周囲が緑地保全地区(法改正に伴い特別緑地保全地区)に囲われた中の一部を街区公園として市が買収して条件を整え、千葉市で最初のプレーパークをつくるという市の意気込みで開始されたが、このような丁寧な住民参加のワークショップが開かれなかったならば、管理運営に関わる住民組織は生まれなかったであろう。市の担当部署とコンサルタント(あいランドスケープ研究所+LAU公共施設研究所)、NPO冒険遊び場協会の協働によってワークショップとイベントの開催があったからこそでもある。

#### 1) 千葉市都市局公園緑地部緑政課計画係(2002)『子どもたちの森づくり便り No. 3』

**10:30~先行探険隊スタート!!**

**1. 基地をつくらう**  
「ひみつ基地がほしい!」「遊び日記」で一番人気の基地づくり。ダンボールや紙ひも、ガムテープ、ハサミをもって、森に入る。ひみつの場所では、ササをしばってアーチをつくり、その裏にわたしたちの基地ができた!

**2. ゆるいものをつくらう**  
木登り、ローザンごっこ、つなわり、「遊び日記」で2位の人気の遊び。4×6m、200mのロープを準備。木がこすれぬように、ダンボールをまきおいて、森の中でゆれて、空まで飛んでいけるぞ!

**3. 森の地図をつくらう**  
子どもたちの森計画地にはどこにどんな資源があるのかな? 計画地を探索して、手づくりの地図づくり。モグラのプロムナード、アケビのゲート、カブトムシの幼虫がいるところなど、この地図にはたくさんの発見が書いてある!

**4. 森の宝物をつくらう**  
森の中には、カラスウリ、コンズイの実、ヤツデの花、アケビのつるなどいろいろな素材がたくさん。ステキなリースができあがって、クリスマスも楽しみ!

**5. 火をたいてトン汁をつくらう**  
寒い日にはあたたかい食べ物が一番。料理が好きな子どもたちと一緒に、トン汁、そして落ち葉をあつめてヤキモノづくり。とってもおいしかった! 2つの大穴は空っぽになりました。

**12:00~トン汁タイム!!**  
おいしいトン汁が完成!! みんなで持参したお箸とお箸でいただきます。2杯3杯、おかわりの列もできました。

**13:00~遊び場発見森の探険スタート!!**  
「木登りにはこの木がいいな」「ここへんらは危やすのも安全」「かくれんぼするのにいい所みつけた」……森を探索しながら、遊び場所を発見。約4種類の「遊びカード」をお気に入りの場所に結びつけてみました。森の中には、遊びカードがいっぱい!

**トン汁の材料**  
(100食分)  
塩麹 中 3kg  
ダイコン 中 4本(39~43g)  
ニンジン 中 10~15本  
ゴボウ 中 5~6本  
コンニャク 5~6枚  
あまのりあげ 20枚  
塩辛 23本  
ネギ 10パック  
しょうり、マイタケみじん切り 3~4kg  
カツオだし 1缶くら



2) 木下勇：「親しめる公園を目指して—身近な公園づくりの実践」, 公園緑地 3, Vol168, Sep2007, pp14-16, 2007. 9



### 3-1-13 リスクとハザード

リスクとハザードについては、以下の文献に詳細な記述がある。

- 1) 桑原淳司、仙田満、矢田努、「幼児施設の園庭遊具における事故とその安全性について」、日本造園学会研究発表論文集 15 (vol. 60, no. 5)、1997
- 2) PSN 編、「楽しく安全な遊び場のガイドライン」、環境緑化新聞、2001
- 3) 中津秀之、「遊び場の安全、その動向とこれからの課題」、日本造園学会誌 (vol. 66, no. 3)、2003  
みらい子育てネット編、「母親クラブのための遊び場事故防止活動マニュアル」、2003
- 4) 萩須隆雄、「遊び場の安全ハンドブック」、玉川大学出版会、2004

### 3-1-14 指定管理者制度の問題点

ある県立公園では子ども向けの雄大な自然環境を使って設置され、その中に冒険遊び場の一画を設置し、専属のプレイリーダーを雇用し、その身分も行政職員として保障したことで設立時に評価されたが、後に指定管理者制度の導入によって、そのプレイリーダーらは他の行政の部署に配置換えとなってしまったという例もある。



### 3-1-15 プレイワーカーの専門性と身分保障

公園利用促進にアイデアや能力を持つ維持管理や美化、利用促進に関わる公園利用サポーターNPOやミュンヘン等に発達したプレイバス等の活動をするプレイワーカー等の専門組織（NPO）の存在はその移動サービスによってパークマネジメントに有効に作用している。

#### 1) 英国の場合

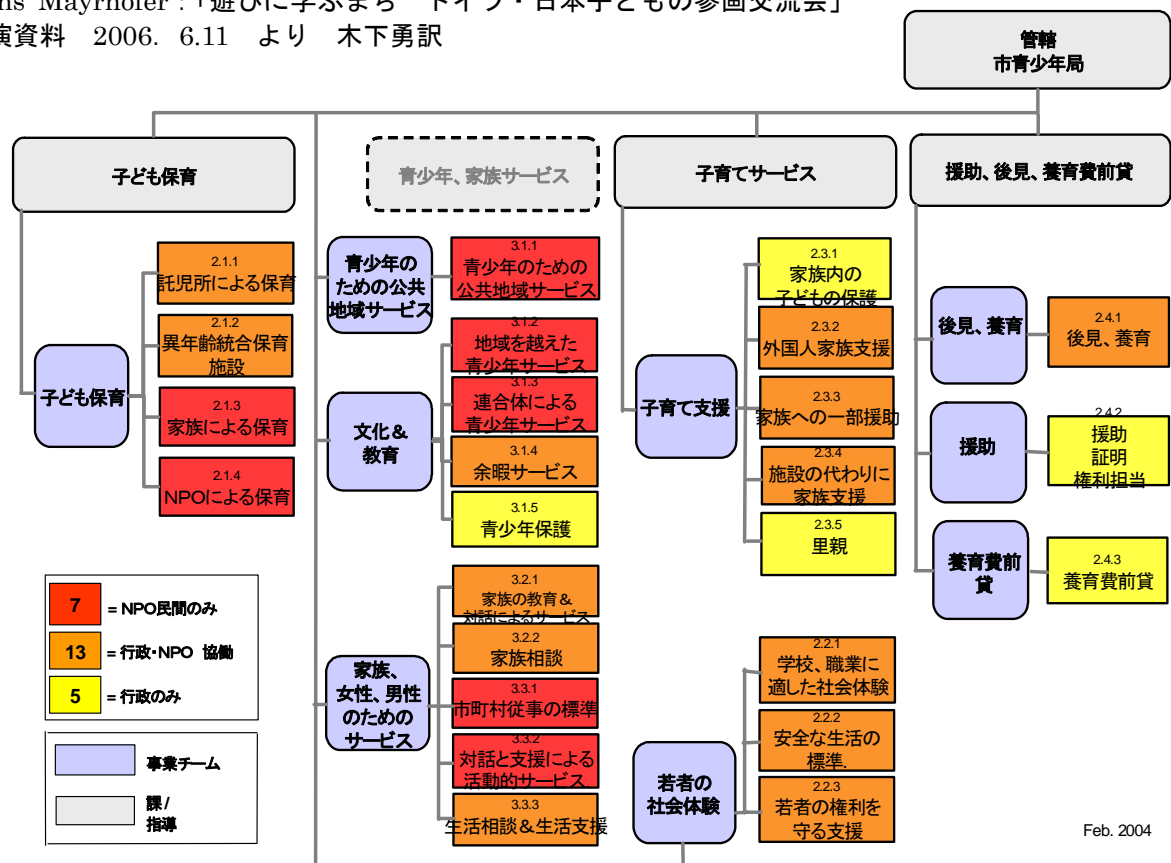
英国では、専門の大学を卒業し、ソーシャルワーカーの資格を持つ者だけがプレイリーダーになることが許される。彼らは社会生活を維持できる程度の収入を保証されてもいると共に、社会的にもその業務内容が広く認知されており、多くの若者が目指す職業となっている。

#### 2) ミュンヘン市の場合

ミュンヘン市では行政の青少年事業も全て市のみで行うのではなく NPO に委託、そして NPO と協働で行うもの、そして NPO で行えないものを市が行うという補完性の原理によっている。このようにしてプレイワーカーらの専門職も社会に位置づいている。

なお、ミュンヘン市では総合計画において「ミュンヘンで遊ぼう」を 2000 年からの 10 年間の基本理念に置いて施策を進めている。この基本理念と具体的施策づくりも行政と NPO との協働作業によって行われている。一例には、「子どもの遊びのランドスケープ」と称して、公園の整備と公園を使った活動プログラムその他都市の公共空間の活用がはかられている。

Hans Mayrhofer : 「遊びに学ぶまち ドイツ・日本子どもの参画交流会」  
講演資料 2006. 6.11 より 木下勇記



Feb. 2004

図 3-1-15-1 ミュンヘン市青少年局の施策の事業担当  
Hans Mayrhofer : 「遊びに学ぶまち ドイツ・日本子どもの参画交流会」  
講演資料, 2006. 6.11 より 木下勇記

## (2) 多様な人に育まれる住環境整備の推進

### 3-2-1 子どもの成育の場としての住環境

子どもを取り巻く居住環境を住居から広がる領域として概念的に示した。子供部屋、間取りなどの住戸内の性能から、高層住宅か戸建てかといった住居の集合の形態、また、接道の仕方などの住環境、さらに、子どもが利用する施設・公園も含めて、子どもの成育環境を考えることが必要である。

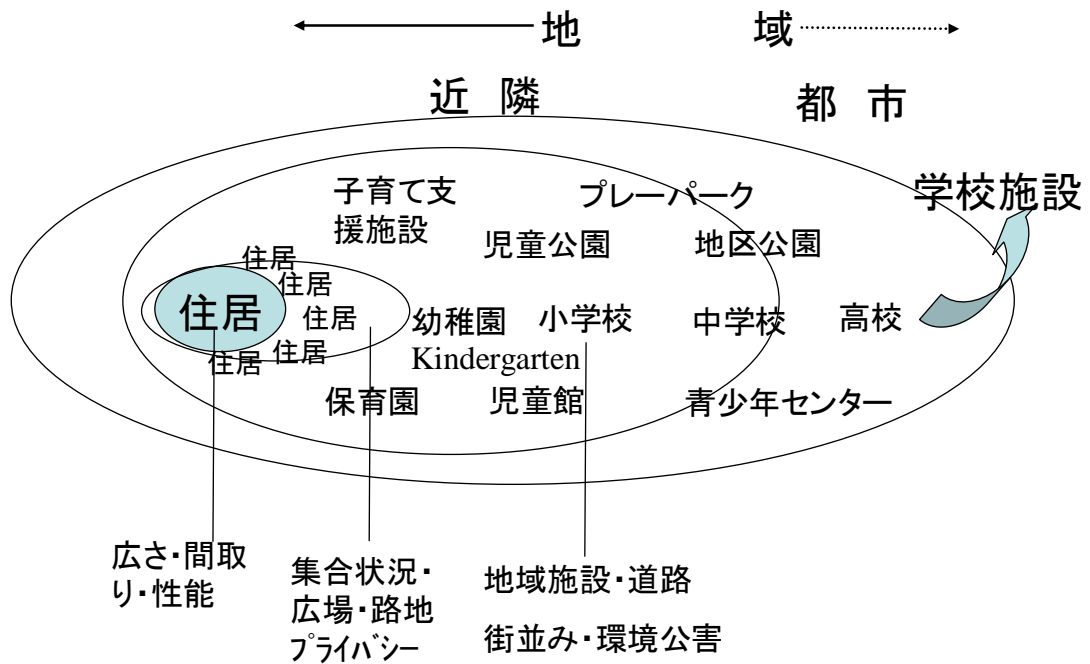


図 3-2-1-1 子どもを取り巻く居住環境 (図版作成：定行まり子)  
[参考文献：三村浩史「住まい学のすすめ」彰国社]

### 3-2-2 住宅の集合化と高層化

出典：住宅・土地統計調査

全国及び東京特別区の住宅は、この50年間で、集合化・高層化が進んだ。特に、都市部で顕著である。都区部では過半数が高層住宅で占められ、接地性のない住宅に居住する子どもの発達への影響が懸念される。

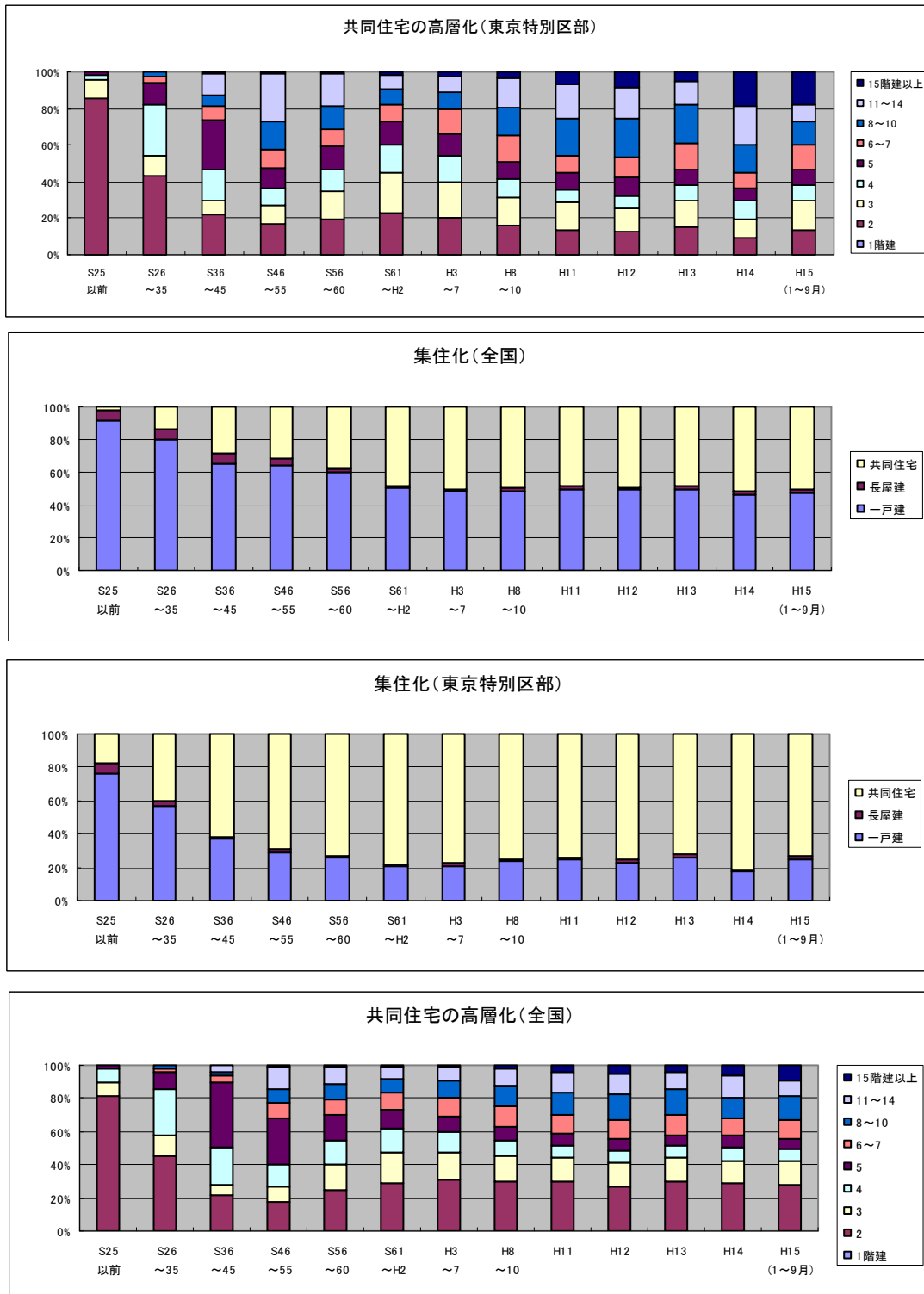


図 3-2-2-1 住宅の集合化と高層化の経年変化



### 3-2-3 子どもの割合の減少

1950年には人口に占める子ども（15歳未満）の割合は3分の1であったのが、現在は、およそ8分の1と減少した。以前は自然に子供同士が出会える環境であったのが、現在は、子ども同士が出会う機会をつくる必要が生じている。

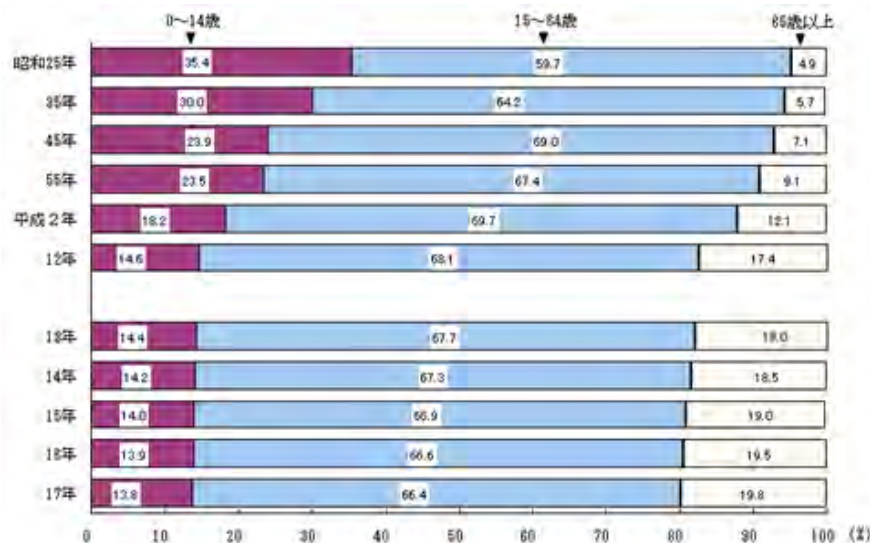


図 3-2-3-1 年齢別人口の割合の推移（年齢は0～14歳・15～64歳・65歳以上の3区分）

### 3-2-4 多様な人々とのふれあい

前掲 [図 2-3-1～2-3-3] 平成 17 年度文部科学省委託調査「地域の教育力に関する実態調査」報告，株式会社日本総合研究所，平成 18 年 3 月

### 3-2-5 男性の育児への参加

#### 1) 6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間（週全体）

平成 19 年版 少子化社会白書，内閣府

乳幼児を持つ家庭の家事・育児に携わっている時間を、男女別に欧米諸国と比較している。日本の男性の参加時間が著しく少なく、女性に育児の負担が重くのしかかっていることがよく理解できる。

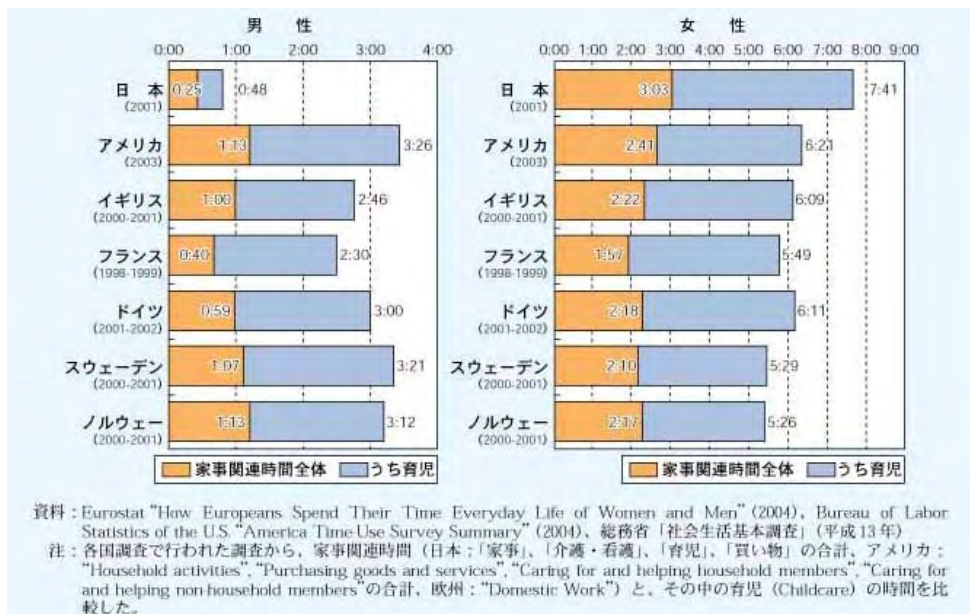


図 3-2-5-1 6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間（週全体）

## 2) 同居している家族と過ごす時間は十分に取れているか (男女年齢別)

平成 19 年版 国民生活白書 内閣府

子育て期に当たる 30 代、40 代の男子の 3 分の 1 が、家族との時間が取れていないと感じている。

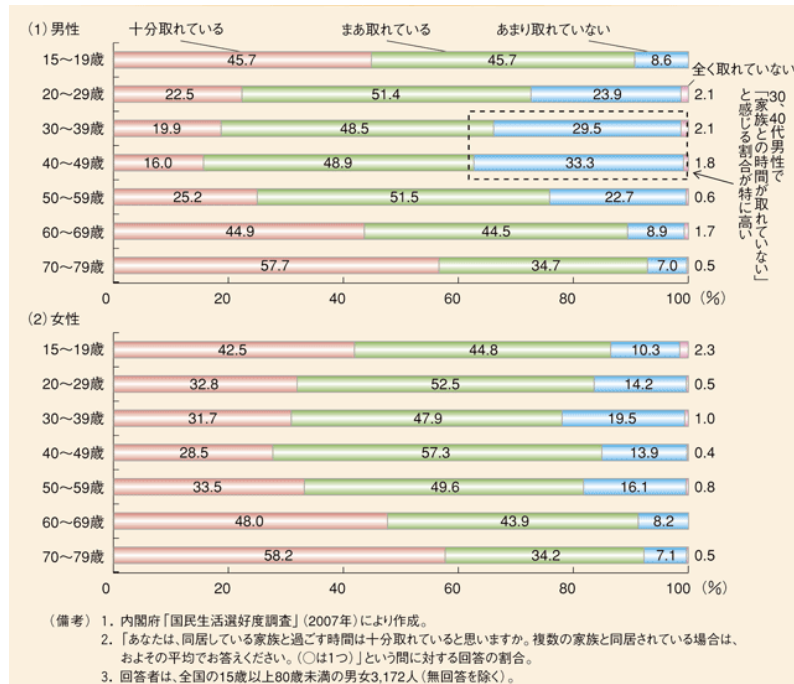


図 3-2-5-2 同居している家族と過ごす時間は十分に取れているか (男女年齢別)

## 3-2-6 育児時の母親の孤立

孤立感を解消するには：平成 19 年版 少子化社会白書，内閣府

孤独感を感じるのは、母親の方が多。育児からの解放、相談相手を望んでいる。

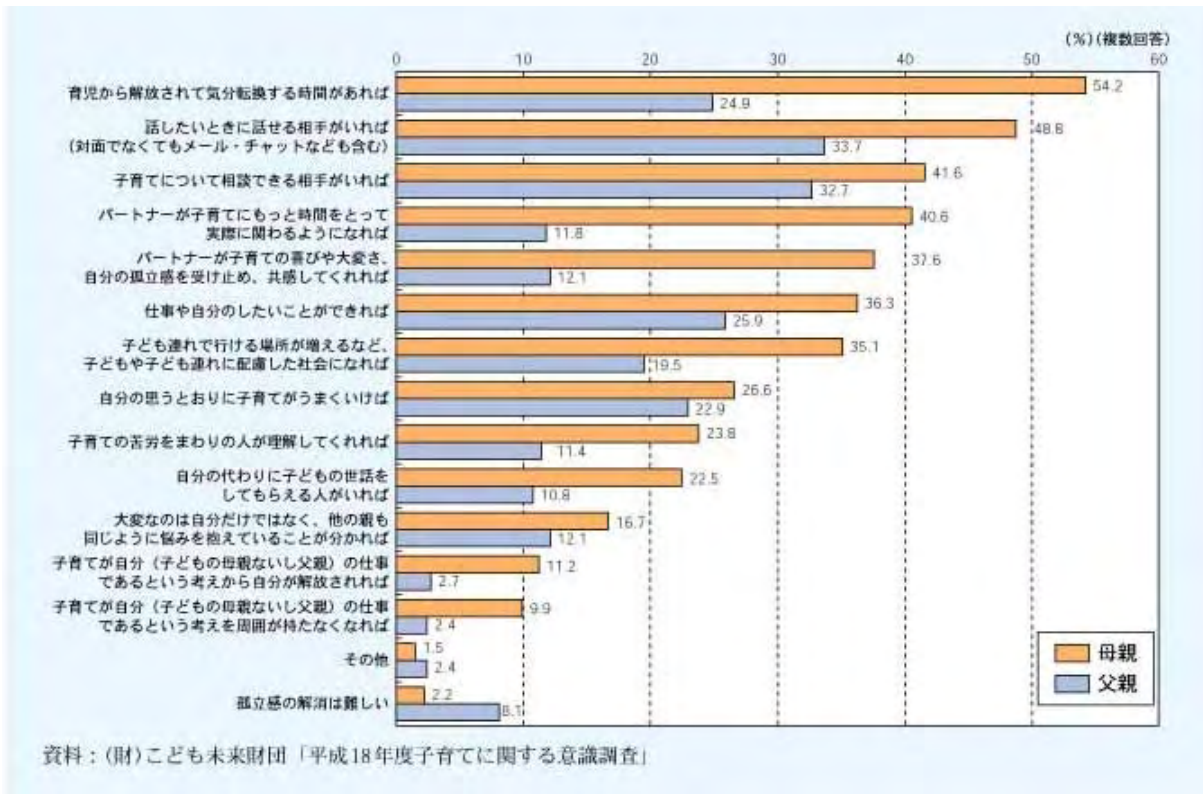


図 3-2-6-1 育児時の母親の孤立感を解消する方法 (男女別)

### 3-2-7 高層住宅居住の母親の不安・不満

定行まり子：2・2子どもの生活形態、『高層・超高層集合住宅』建築計画・設計シリーズ4, 市ヶ谷出版社, 1993

高層住宅では、多くの親が子どもの声やとび跳ねなどを気にしており、のびのびと子育てしにくい環境である。また、高層階ほど、子どもの転落の危険性や外出の困難さが増している。さらに、親のエレベーター内での事故に対する不安が大きい。

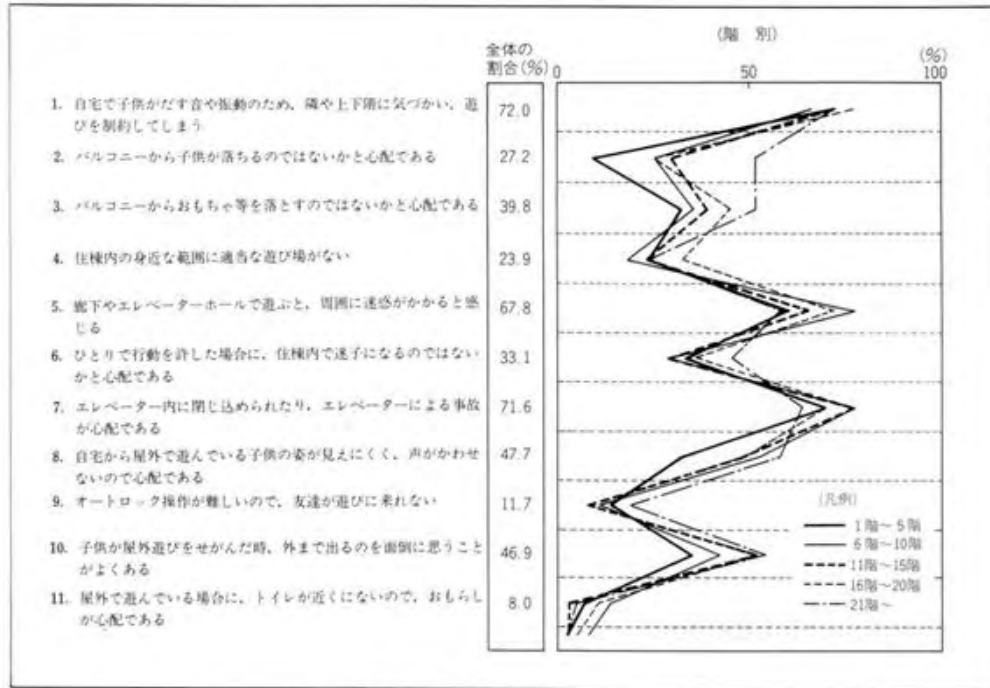


図 3-2-7-1 母親の不安（不満）感

### 3-2-8 屋外まで一人で行くことができる子どもの割合

定行まり子：高層住宅における住環境特性と幼児の自立行動に関する研究—幼児の生活空間計画に関する基礎的研究, 昭和 62 年度博士論文, 1988

高層階よりも低層階に居住している幼児の方が、ひとりで外出できる可能性が高い。

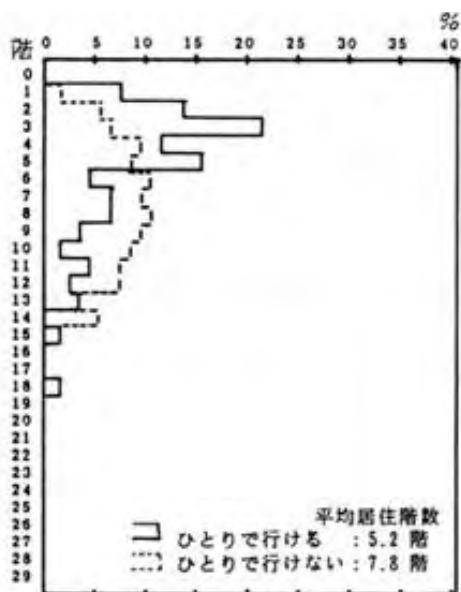


図 3-7-8-1 「屋外まで」の自立行動可否の頻度分布



### 3-2-9 住居の接地性

定行まり子：こどもを取り巻く住環境の現状と課題 (2) 幼児の生活環境としての高層住宅—幼児の自立行動に着目して—, 「住宅」VOL. 49, 1991年

子どもは8階でも階段を使うが、概ね5階以下ならば階段を使用し、6階以上はエレベーター利用している。エレベーターのリスクは大きいため、階段を利用して移動できる範囲が子どもを育てる高さの限界であると考えられる。

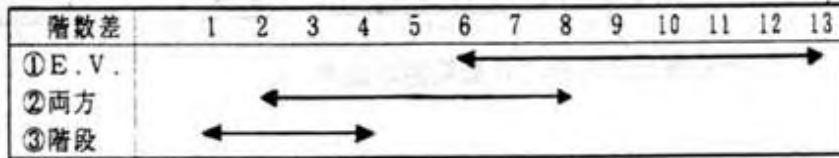
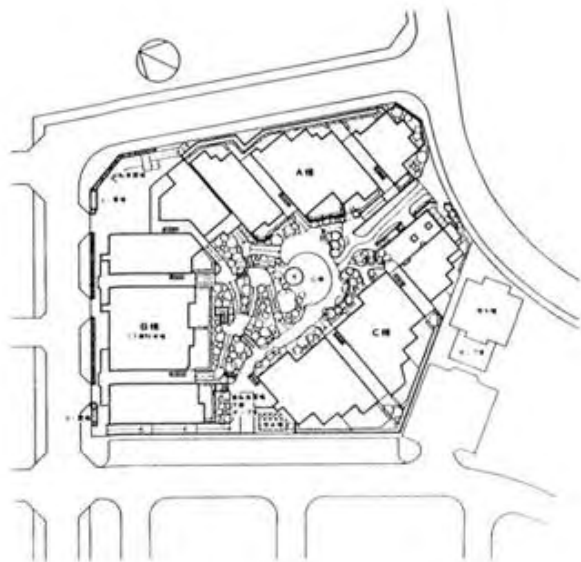


図 3-2-9-1 階数差と移動手段の模式図

### 3-2-10 事例：ユーコートの配置図・1階平面図

居住者参加の住まいづくりの手法であるコーポラティブ方式により建設された「ユーコート」は中低層の中庭を囲む集合住宅である。中庭やバルコニーの植栽管理も住民が担い、子どもたちの参加や見守りも自然になされている。



設計概要	
設計者	京の家創り会設計集団
所在地	京都市西京区大枝北福西町 4-1-3
敷地面積	3,315.79 m <sup>2</sup>
建築面積	1,819.42 m <sup>2</sup>
延床面積	5,866.70 m <sup>2</sup>
階数	A棟/地上4階、地下1階 B棟/地上5階 C棟/地上3階
住戸数	48戸
建蔽率	54.87%
容積率	154.18%
施行年	1985年



ユーコートの全景

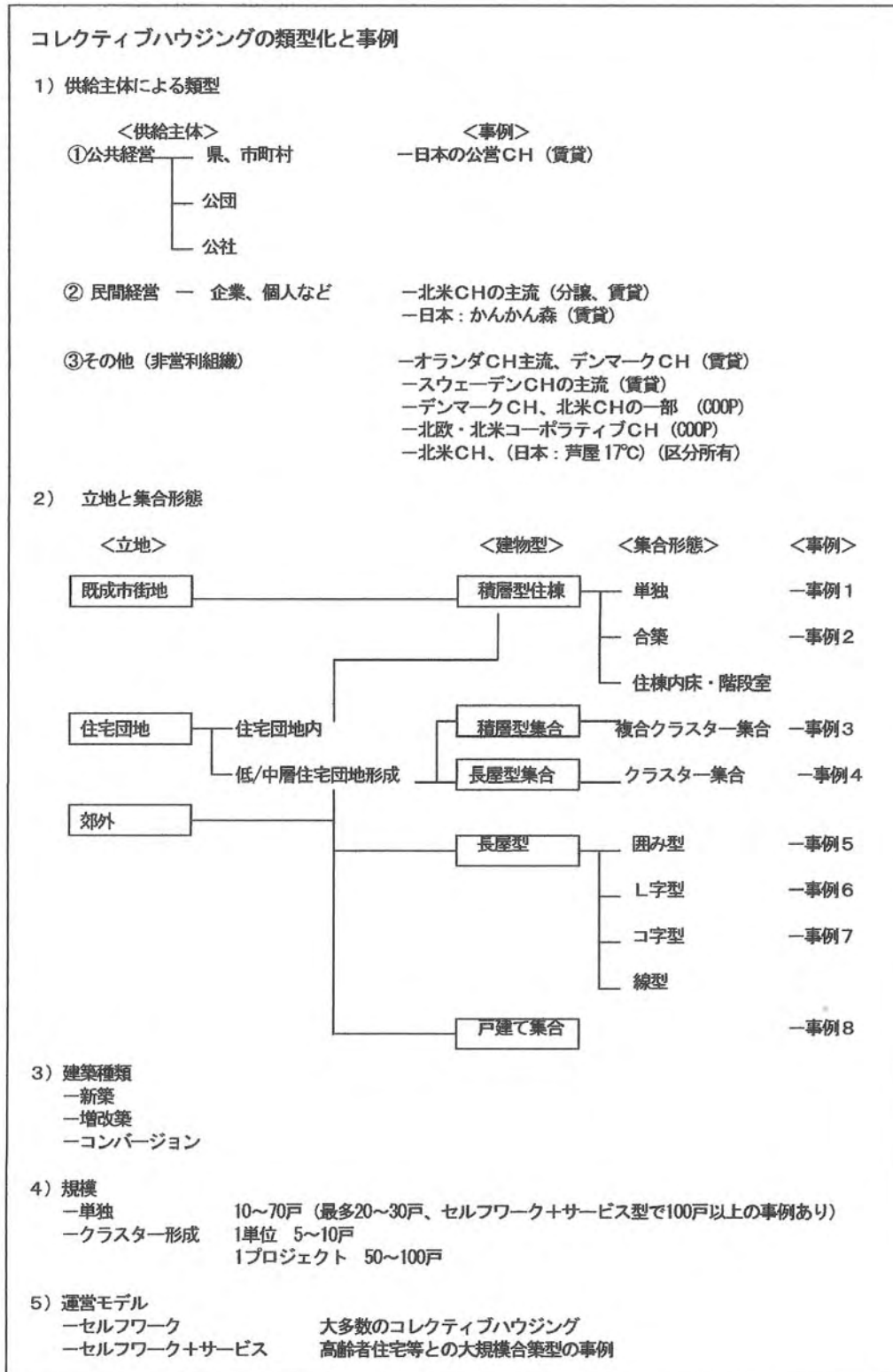


緑豊かな中庭

写真引用/延藤安弘編著：「人と縁をはぐくむまち育て」萌文社，2005

3-2-11 コレクティブハウジングの類型化と事例  
 (図版作成：小谷部育子)

コレクティブハウジングは、公共・民間・非営利といった供給主体、立地・集合形態、新築・増築・コンバージョンによる建築種類、住戸数のグループ規模、運営方式などによって分類することができる。欧米ではこれらの組み合わせによって多様なコレクティブハウスが存在している。



3-2-12 住民との緩やかなかわり

大谷由紀子, 瀬渡章子, 田中智子「分譲マンションにおける子育て支援関連共用施設・サービスに関する調査研究(その3) —マンションでの母親達の付き合いからみた子育ての助け合い—」日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸), 2002年8月

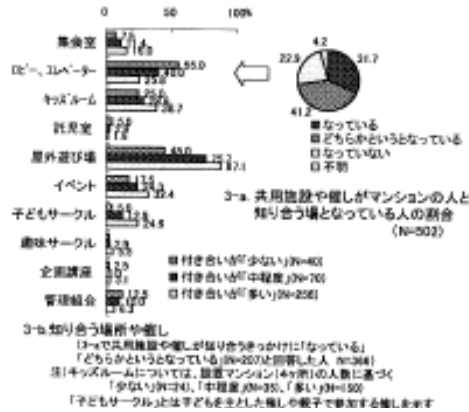


図 3-2-12-1 マンションの人と知り合うきっかけ

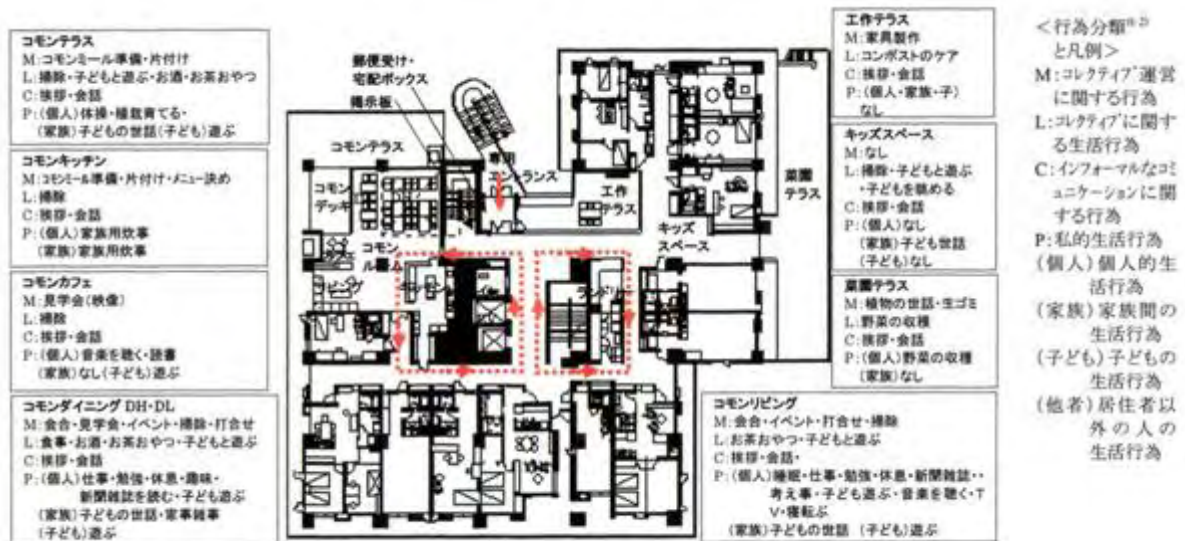


図 3-2-12-2 「かかん森」2F平面図と共用空間での生活行為



図 3-2-12-3 「かかん森」のリビングと屋上庭園



3-2-13 「かんかん森」 2階平面図と共用空間での生活行為

大橋寿美子, 岡崎愛子, 深谷真里, 小谷部育子, 小泉雅生: 居住者参加型の賃貸コレクティブハウジングに関する研究(6) —共用空間での生活行為の実態—, 日本建築学会大会学術講演梗概集 2007年8月

高齢者住宅との複合ビルの2、3階にある、多様な規模の28戸からなる居住者自主運営の多世代コレクティブハウスの事例である。共用空間での生活行為調査から、集合住宅の中に日常的に家族や世代を超えた豊かな人と人のつながりが形成されていることが読み取れる。

3-2-14 コレクティブハウジングの評価

子育て・子育て環境としての価値の検証

櫻井典子: コレクティブハウジングとコミュニティ, 健康コミュニティ推進部会 2007年11月29日

スウェーデンの多世代コレクティブハウス2事例の調査結果であるが、コレクティブハウスは子どもやその親にとってだけではなく、子どもを持たない居住者にとっても生き生きとした住環境として評価されている。ツルスツェーガンは、一般家族用に設計された集合住宅の2住戸分をコモンルームとしてリフォームしたため、キッズルームもあるが多様な子ども遊びを誘発するスペースが他の事例より少ない。

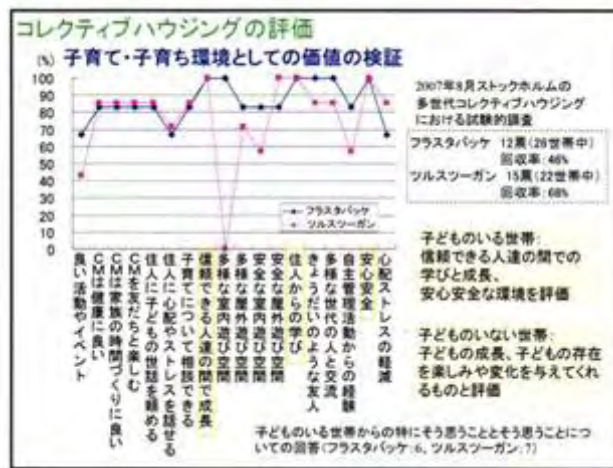


図 3-2-14-1 コレクティブハウジングの評価

### (3) あそび道の復活

#### 3-3-1 遊び場としての「道」の重要性

柳田国男：分類児童語彙集（上），東京堂，1949、柳田国男・丸山久子：分類児童語彙改訂，1997  
軒遊び、外遊び、辻わざ、子どもの成長と行動圏の拡大そして社会化という発展段階を空間との関係で示されている。

#### 3-3-2 道路で遊ぶ子どもは交通の妨害なので代わりに小公園を設置をという考え方を示す例

明治43年、市区改正委員の窪田清太郎氏は「小公園設置に関し建議案」を提出している。その内容は、小公園を衛生上必要としていることを述べ次のように言う。

「……児童ノ多クガ到ル処通路ヲ馳驅遊戯スルガ如キ、是レハ慣習ノ然ラシムル所ナルベシト雖、一ニハ恰好ノ広場ニ之シキニ因ラズンバアラズ。近來市内交通機関ノ発達ニ伴ヒ、往來益々頻繁ニ赴ケルニ拘ラズ、児童ノ多クガ通路馳驅スルガ如キ、壘ニ交通ノ妨害タルノミナラズ、甚危険少シトゼズ、比点ヨリシテ見ルモ……」 （『東京の公園その90年の歩み』 某京都建設局公園緑地部 1963 pp321 より）

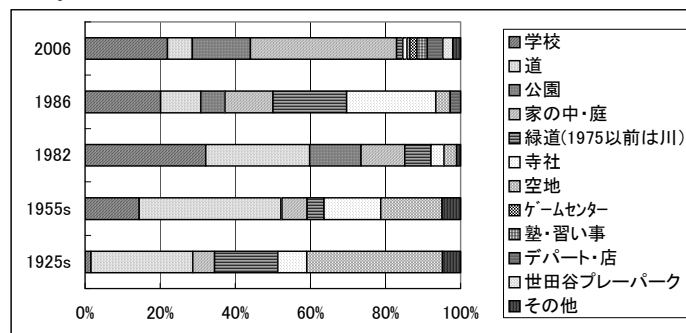
#### 3-3-3 道路交通法上の道路での禁止行為

道路交通法に基づけば、子どもが路上で座り絵を描いたり、おしゃべりをしたり、ママゴトをしたりなども禁止行為となる。ちなみに大人も酒によってふらつくことも。

道路交通法76条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。  
 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。  
 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。  
 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。  
 一 道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。  
 二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまっていること。  
 三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

#### 3-3-4 道での遊びの減少（四世代にわたる変化）

世田谷区のある住宅地での四世代の遊び場の変化をみると、1980年代後半から道での遊びが極端に減ってきたことを物語る。



（注：1925s=1925年前後、1955s=1955年前後に遊び盛りだった各世代20人ずつへの聞き取り調査による。1982 T小2・4・6年生計237名へのアンケート調査、1986 同計203名へのアンケート調査、2006 T・M2小学校1～6年生計478名へのアンケート調査）

図 3-3-4-1 世田谷区太子堂・三宿地区での道での遊びの減少（世代間比較：木下勇作成）  
 子どもの遊びと街研究会（木下勇代表）（1991）『街がぼくらの学校だ』をもとに新しい調査データを加えて作成

### 3-3-5 遊び集団の構成の変化

3-3-4 と同じ地区での遊び集団の四世代の変化からみると、異年齢集団から同年齢集団への変化が見えるが、1982 年のまだ道での遊びが見られた時点での道での遊び集団をみると道では異年齢の遊び集団であった。

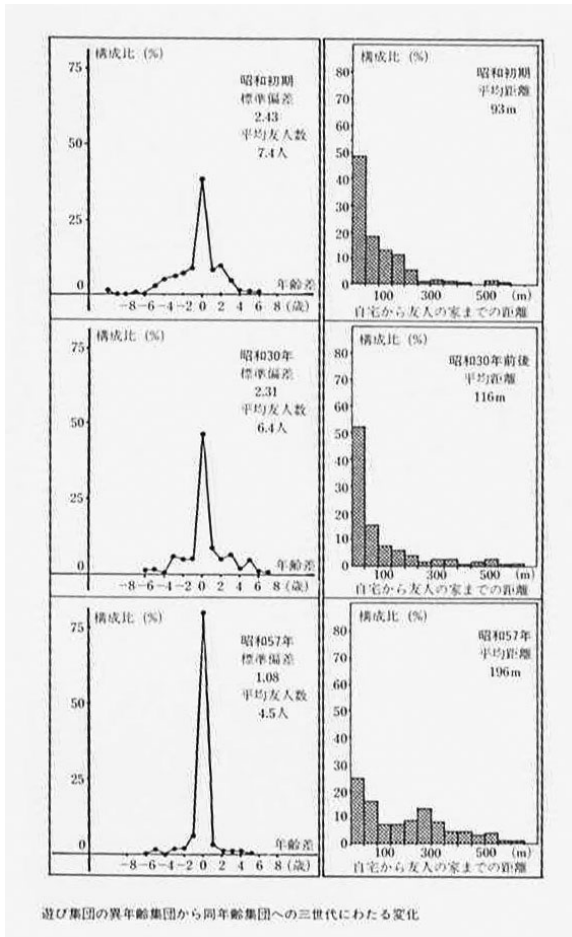


図 3-3-5-1 1982 年時点の遊び集団の構成

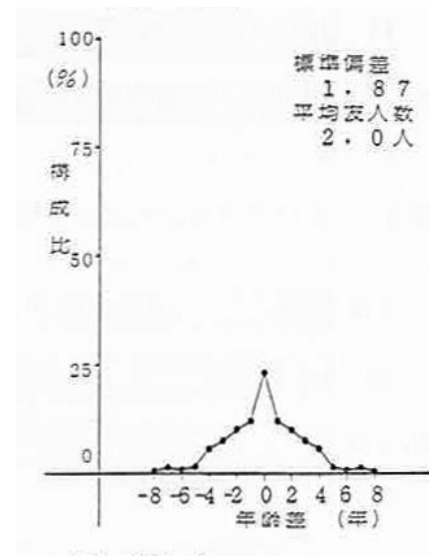


図 3-3-5-2 道での遊び集団

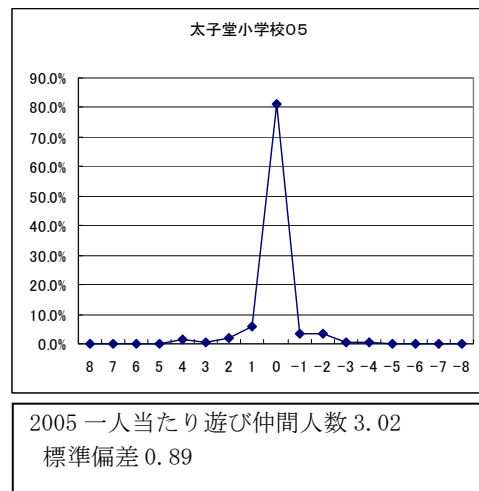


図 3-3-5-3 一人当たりあそび仲間人数の変化 (1995 年と 2005 年の比較)

### 3-3-6 道で遊んでいる方が社会性を身につけているという調査結果

同伴なしで5歳児が遊べる生活環境（A群）、家の場所や道路の交通状況などが原因で、5歳児が道路で遊べない環境（B群）とを5年間にわたって行った調査結果。その結果、B群の子どもたちの近隣の遊び友だちの数は、半分しかない（12.0：マン・ホイットニーU検定； $p < 0.05$ ）ことが明らかになった。その根拠に家の近くでの遊び時間の差も明らかであった（図1）。また大人同士の近隣関係とも相関していることも（図-3）。また家の近くでの遊びと専用の遊び場での遊びの違いも明らかであり（図-2）、専用の遊び場で身近な道路および周辺での遊びの代替はなし得ないことも明らかである。

マルコ・ヒュッテンモーゼル（マリエ・マイエルホフェル小児研究所、チューリヒ：スイス）  
 子どもと生活環境：子どもの日常生活と発達に関する生活環境の意義についての実地研究  
*Children's Environments* 12 (4), pp. 1 - 17, Dec. 1995

（翻訳 今井博之：「子どもにやさしい道」とは何か，道路（日本道路協会機関誌） Vol. 789, pp. 11 - 16, Nov. 2006 より）

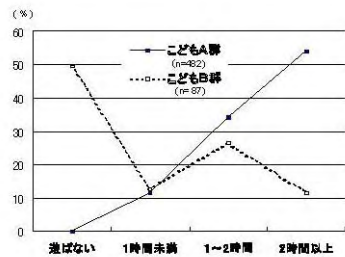


図 3-3-6-1 家の近くの屋外で遊びに費やされる時間 (大人と同伴・非同伴をあわせて)

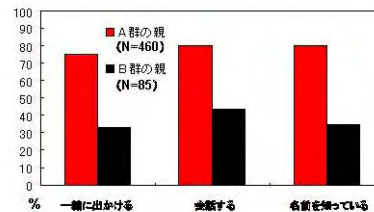


図 3-3-6-2 A群・B群の親における大人同士の関係：  
 一緒に出かける（3人以上）、会話をする（9人以上）、名前を知っている（14人以上）の割合

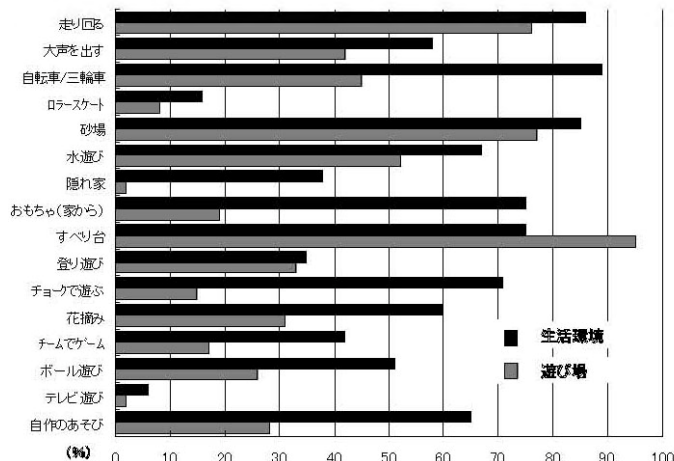


図 3-3-6-3 子どもの遊びの種類：公共の遊び場と身近な生活環境の差 (N=770)



### 3-3-7 歩行中の年齢層別死傷者数

資料：警察庁交通局資料（2008. 2）

歩行中の年齢層別死傷者数では高齢者に次いで子どもの占める割合は高い。経年推移をみると、高齢者は増加、子どもは減少の傾向がみられる。少子高齢化の背景を考えると単純に減少を喜ぶわけには行かず、より減少させる方向での検討が必要である。

図 3-3-7-1 歩行中の年齢層別死傷者数 [構成率・2007（平成 19）年中]

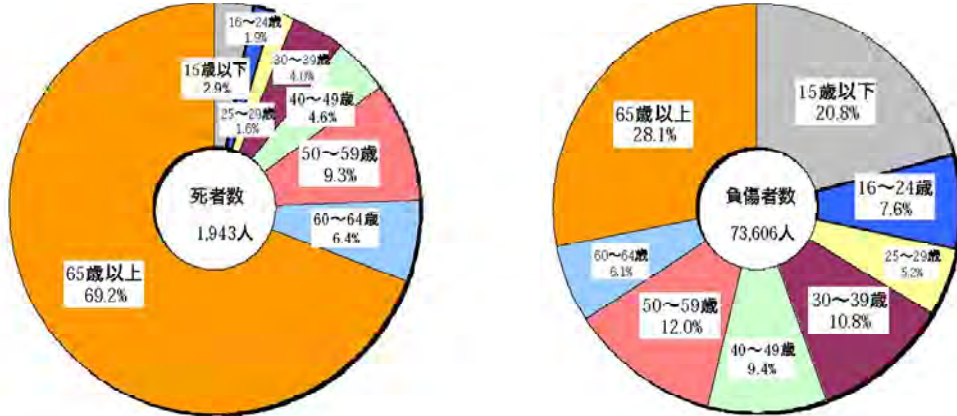


表 3-3-7-2 歩行中の年齢層別死傷者数の推移 [各年 12 月末]

年齢層別	年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	増減数	増減率	構成率	指数
15歳以下		23,807	22,301	22,478	22,570	22,456	21,814	20,575	19,434	18,535	16,430	15,375	-1,055	-6.4	20.4	65
16~19歳		2,473	2,440	2,566	2,857	2,790	2,755	2,713	2,502	2,345	2,293	2,086	-207	-9.0	2.8	84
20~24歳		4,079	4,197	4,229	4,990	4,783	4,521	4,389	4,321	4,012	4,085	3,555	-530	-13.0	4.7	87
16~24歳		6,552	6,637	6,795	7,847	7,573	7,276	7,102	6,823	6,357	6,378	5,641	-737	-11.6	7.5	86
25~29歳		3,757	3,959	4,207	4,846	5,013	4,767	4,807	4,479	4,266	4,250	3,853	-397	-9.3	5.1	103
30~39歳		5,455	5,808	6,400	7,473	7,963	8,351	8,595	8,794	8,448	8,301	8,000	-301	-3.6	10.6	147
40~49歳		7,459	7,007	6,912	7,083	6,900	6,913	7,116	7,180	7,215	7,304	7,004	-300	-4.1	9.3	94
50~59歳		9,782	9,985	10,461	11,524	11,165	10,838	11,000	10,197	10,025	9,847	9,035	-812	-8.2	12.0	92
60~64歳		5,526	5,297	5,563	5,779	5,635	5,788	5,794	5,669	5,605	5,226	4,649	-577	-11.0	6.2	84
65~74歳		10,113	10,252	10,794	11,879	11,620	11,740	12,018	11,882	11,537	11,302	11,110	-192	-1.7	14.7	110
75歳以上		9,300	9,359	9,769	10,395	10,394	10,528	10,917	11,063	10,830	10,901	10,882	-19	-0.2	14.4	117
65歳以上		19,413	19,611	20,563	22,274	22,014	22,268	22,935	22,945	22,367	22,203	21,992	-211	-1.0	29.1	113
計		81,751	80,605	83,379	89,396	88,719	88,015	87,924	85,521	82,818	79,939	75,549	-4,390	-5.5	100.0	92

注 1 増減数(率)は、平成18年と比較した値である。  
2 指数は、平成9年を100とした場合の平成19年の値である。

### 3-3-8 歩行中の事故（事例）

#### 1) 住宅地内の道路を歩いていた保育園児の列に車が突っ込み4人の園児が死亡した事件の報道

##### a) 共同通信記事 四国新聞（2006. 9. 25 20:24）

【保育園児の列に車突っ込む／事故現場】保育園児の列にワゴン車（上方）が突っ込んだ事故現場＝25日午前11時24分、埼玉県川口市戸塚東で共同通信社ヘリから埼玉県川口市の市道で保育園児らの列にライトバンが突っ込み、17人が死傷した事故で、業務上過失傷害の現行犯で逮捕された運送業手伝い井沢英行容疑者（37）＝同県栗橋町＝は25日、武南署の調べに「助手席に置いて聴いていた携帯型カセットプレーヤーのテープを入れ替えようとして脇見をした」と供述した。同署によると、死亡したのは小山内夢乃ちゃん（4）＝川口市安行出羽、盛山陽南子ちゃん（3）＝同市北原台＝の2人。現場にいた園児は33人ではなく、36人と分かった。調べに対し、井沢容疑者は「気付いたら園児の列の直前で、ブレーキをかけたが間に合わなかった」とも供述。同署は、助手席側に気を取られ前をよく見ていなかったとみて、容



疑を業務上過失致死傷に切り替え、当時の状況を詳しく調べる。調べでは、25日午前10時ごろ、川口市戸塚東の市道で、0-5歳の園児36人と保育士5人の計41人が道路左側を歩いていた列に、井沢容疑者の車が突っ込んだ。現場には10メートル以上にわたってタイヤ痕が残り、車は交差点手前の電柱にぶつかって止まったという。】(注：後に園児の死亡は計4人となった)

b) 朝日新聞 (2006.9.25 13:26)

【目撃者の話だと、園児と保育士が左端を2列で歩いていたところに、背後からライトバンが斜めに突っ込んできたという。歩けない園児は、縦2メートル横1.5メートルほどの移動用ベビーカーに乗せられ、ライトバンはベビーカーにぶつかった後、歩いていた園児らを次々にはねたという。園児たちは血を流しながら泣き叫び、何人かはぐったりとしていたという。】

c) 読売新聞 (2006.9.26 13:52)

【車は、園児らの後ろから来て左にそれ、列の中央あたりに突っ込んだといい、井沢容疑者は「わき見運転していた」と供述している。都内から帰宅途中で、飲酒はないという。】

d) 毎日新聞 (2006.9.25 13:00)

【近所の人によると、事故があった路地は信号機がない「裏道」で、近道として利用するドライバーもいるという。「こんな狭い道なのに40~50キロぐらい出して走る人もいて、何度も怖い思いをした」と憤る女性もいる。】

2) スクールゾーンに抜け道利用のワゴン車が入り小学2年男児がはねられ死亡した事件の報道

a) 読売新聞 2007.7.4

スクールゾーン、小2男児はねられ死亡…さいたま

4日午前8時5分ごろ、さいたま市北区宮原町の市道交差点で、歩いて登校中の同区吉野町、同市立宮原小学校2年の渡部陽介君(8)が、前から交差点を右折してきた乗用車にはねられ、頭を強く打って間もなく死亡した。大宮署は、乗用車を運転していた埼玉県上尾市壺丁目、会社員岡野健一容疑者(27)を自動車運転過失傷害の現行犯で逮捕した。

現場は午前7時半から1時間、許可車以外通行禁止のスクールゾーン。岡野容疑者は「周辺が混雑している時には、裏道としてよく使っていた」と供述している。

b) 住宅地内の道路に子ども優先の道路構造と規制を

前記事故に対して新聞に掲載された論説。住宅地内の道路に欧州で取り入れられているような子どもの遊びにも配慮した安全な道路への設計と規制を求めている。

07.08.30

木下 勇

千葉大学大学院芸術学研究科教授  
子ども環境学全学評議員



7月4日朝、さいたま市で集団登校中の小学2年生の男児が車にはねられて死亡した事件は、子どもを持つ親として胸を締め付けられる思いだった。しかも、加害者の車が、本来進入してはならない時間帯規制のスクールゾーンに侵入したのだから、翻り切れない。

道路交通法違反であるが、この地区のみならず、一般に多くの地区で渋滞回避の抜け道として住宅地内に車が入ることが常態化している。警察もわざわざ警備の強化に取り組みしたように、監視も重要であるが、もっと根本的な対策が必要である。

それは何か、道路構造と速度が出ないように変え、住宅地内の道路でも車が通るような生活道路を位置づける道路法および道路交通法の改正である。

この事件で起されるのは埼玉県の山口市で保育園児の列にライトバンが突っ込み園児数人が死亡した事件(06年9月25日)である。この時に話題になったのは保育園児が歩く住宅地内の道路でも、一般道の速度規制で時速60となっていたという問題であった。

英国をはじめ欧州ではゾーン30(住宅地内の道路の時速30)以下にする区域指定が広がっている。

子ども環境学ではこれまでも「子ども優先」の議論を重ねてきた。同じメンバーの小児科医の今井博之氏は「子どもの交通事故において、死亡率が高くなるのは車の速度が時速30以上であり、30以下では死亡率が下がるという海外の統計データを紹介する。ゆえにゾーン30の指定は理にかなった発想心理分野では明らかであるが、ここでは歩き出してからの走りでの進行、行動領域を拡大していき、つきあいと探索行動という動物のなわばりの拡大にも似た行動を示す。それゆえに住宅地の道路は子どもにとって重要な生活空間となる。そして子どもは視界も狭く、車のスピードに対する感覚も異なる。また衝動的に動くのも特徴である。

北欧ではこのようなものの心理的特性から、いくら安全教育を行っても限界があるとして、道路構造を変えて車の速度を落とすように政策を変えた。1970年代はスウェーデンで普及したボムエルフ(生活の脈)という意味で、ハンブ(こぶ)や狭帯などで車の速度を抑制した道路、デママークやドイツの遊び場道路も車抑制などである。決められた道路は子どもの遊びが優先されるよう道路交通法を改正している。それらの簡易版がゾーン30である。幹線道路からゾーン30に入り、さらに遊び場道路に入るというように組みあわせて安全な街区が形成されている。

わが国でも類似のコミュニティ道路や(の)の道ゾーン(の)の事業も進められているが、事業限定で法改正にまで至っていない。06年度までの55カ所だ。また一般に車中心の発想が根強い点が普及の障害となっている。

丹念に地域で議論を重ねていく必要がある。別に車を止めるわけではなく、速度を遅くするだけでいい。道路に人が出るのと子どもが遊ぶのは同じである。また犯罪の抑圧にもなる可能性も開かれるのである。これらが保障されるためにも、住宅地内の道路については車よりも子どもや高齢者が人間の生活の場として位置づける根本的な法改正を検討すべきである。

### ◆住宅地の道路 こども優先の設計・規制を

### 3-3-9 子どもの事故と車の速度

1) 時速 30km 以上となると死亡事故が急増

今井博之「クルマ社会と子どもたち」(その後) 交通鎮静化の海外の取り組み, クルマ社会を問い直す会、2004

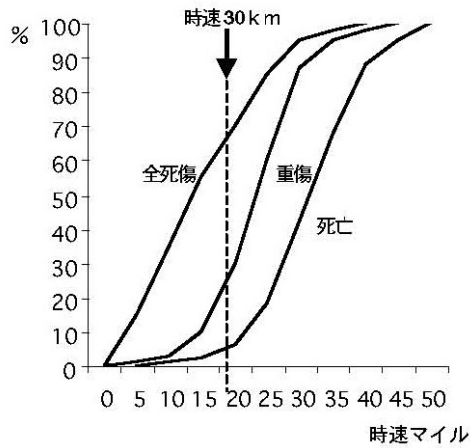


図 3-3-9-1 衝突速度と重傷度 (1979)

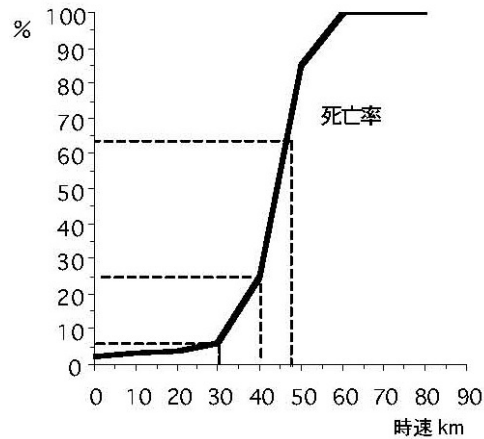


図 3-3-9-2 歩行者が死亡する確率 (1983)

2) 車の速度を時速 60km から減少させるとどれくらい死亡事故が減るかを示した例  
今井博之 (同上)

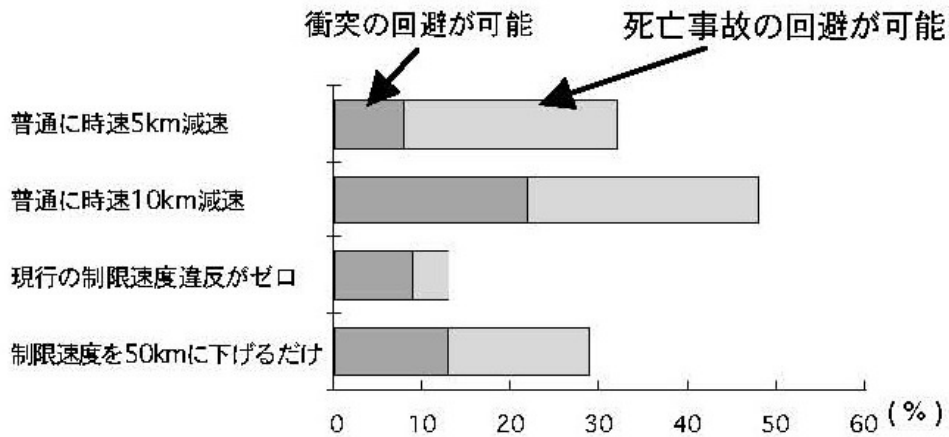


図 3-3-9-3 制限速度 60km/時の地域で、速度を減少させるとどれくらい死亡事故が減らせるか  
文献: Anderson RWG, et al. Accid Annual Prev 29(5)

3) 子どももドライバーも必ずしも理想通りに行動しないということを示す実験例  
今井博之 (同上)

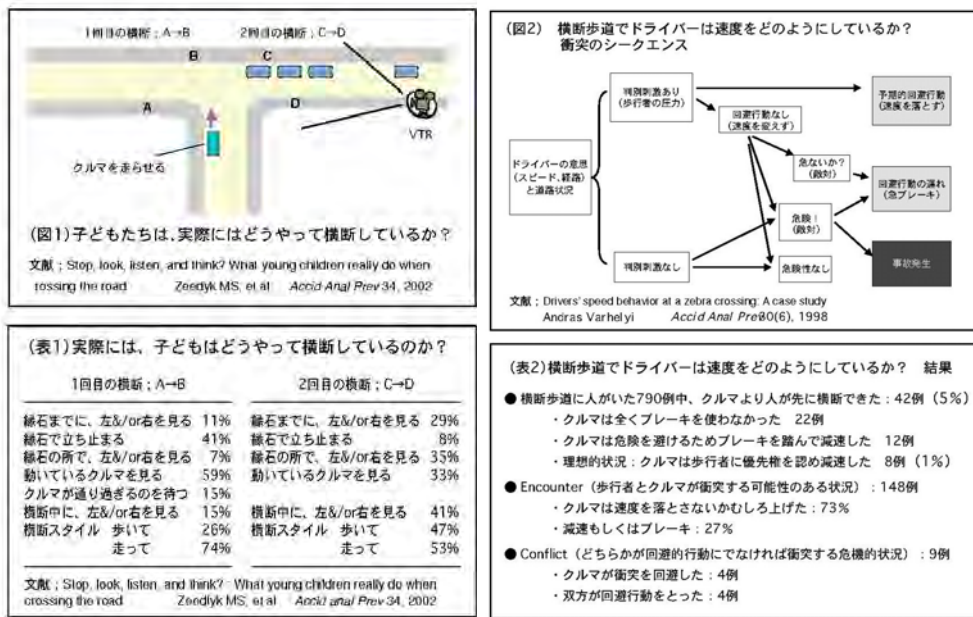


図 3-3-9-4 子どももドライバーも必ずしも理想どおりに行動しないということを示す実験例

図1のようなT字型の実際の道路で、A→B→C→Dの順に子どもたちを渡らせ、Dまで到達した子どもはオマケをもらえるという設定の実験。図1のように1台のクルマを実際に走らせます。この時の横断の様子を終始ビデオカメラで撮影しておいて後に各人の行動を細かく分析するというものです。結果は惨憺たるものでした(表1)。A→Bの横断ですら、縁石に到達するまで左右の確認をしたものはわずか11%、縁石で一旦立ち止まったものは半数以下(41%)。縁石で左右の確認をしたものは10人に1人より少なかった(7%)です。C→D地点への横断は、駐車中のクルマがあるので、より危険ですが、子どもたちの行動はA→Bと基本的に同様の結果でした。実際の道路での子どもたちの行動ほどあてにならないものはないということがよくわかります。

では、ドライバーの方はどうでしょうか。横断歩道に人がいるのに気づいたドライバーがどのような行動に出るか車の速度変化をスピードガンで測って調べたという研究があります(図2)。横断歩道で無事横断できた歩行者は5%(790人中のたった42人)に過ぎませんでした。この42人が横断したときのドライバーの行動を見ると、全くブレーキをかけなかった車は22例、ブレーキを踏んで減速したのは12例、歩行者を優先するために減速したのは何とわずか790例中たったの8例(1%)しかありませんでした(表2)。また、歩行者が横断に成功しなかった例のうち、そのまま走行したら衝突する危険がある状況の148例中、むしろ、アクセルを踏んでスピードを上げたクルマが73%もあったのです。

4) 仙田満：子どもとあそび、岩波新書、1992

原典：首都圏総合計画研究所編：まちづくり研究 特集一生活道路、1983(小場瀬令二氏調査)

道が遊び場でなくなったのは1950年代の後半に入って日本が車時代になり、子どもの交通事故が多発しだしたことによる。1960年代～70年代にかけて、歩車分離が進んだが、結果として道としての魅力を失ってしまった。すべての道路を遊び場にするにはできないが、1時間当たり30台以下、時速15キロ以下の車の通過交通量であれば、子どものあそびと共存できるといわれている。

3-3-10 事故や犯罪への不案からの過剰防衛

Tim Gill: *No Fear: Growing up in a risk averse society*, Calouste Gulbenkian Foundation, 2007

事故や犯罪への不案からの過剰防衛によって、おかしい現象(水路で溺れている少女を見て助けなかった通行人にその理由を聞いたら「犯人と思われたら困るから」という回答、「道路に絵を描いた子どもが逮捕された」などの例)を挙げて、それらの不案の増大を防ぎ、子どもの危険回避能力、おび地域コミュニティの力を回復するホームゾーンの取り組みなどを紹介している。



### 3-3-11 ボンエルフに際してのオランダの交通法規の変更

オランダでは1970年代にボンエルフの導入に際して、交通法規を改正して、ボンエルフ内の道路では子どもの遊びを保証した。

**第88a条** 歩行者は、ボンエルフと定めた地区内では、道路の幅員全部を通行することができる。道路上で遊ぶことも差し支えない。

**第88b条** ボンエルフ内では運転者は、歩行の速度より早く運転しないものとする。遊んでいる子どもや、一般歩行者、障害物、路面の凹凸などに対処できるよう余裕をもって走行しなければならない。



### 3-3-12 ドイツ フライブルグのヴォーバン地区

フライブルグの南、元フランス陸軍の兵舎の跡地38haが環境に優しく、またこどものための理想的な住宅地となった。住民参加の計画プロセスを経て、事後のマネジメントをNPOフォーラム・ヴォーバンが実施した。2006年の完成時までに5000人以上、仕事場として600以上の雇用を生み出す。

基本的に車を持たないという主旨に賛同する居住者が住む街。住宅地内の道路は歩行者優先道路であり、街路脇、住宅との間の前庭部分には砂場や雨水を集めた水遊び場など様々にこどもが道路で遊ぶような工夫がある。建物は省エネ住宅、屋上緑化、使える元兵舎の建物も再利用など環境に優しいと同時にこども・家族に優しいという点が住宅地づくりの重要なコンセプトとなっている。住宅建設時にもコーポラティブ方式のように、先に居住者の関係ができてつくられているので近隣関係はよく保たれている。



ドイツの子ども・家族に優しい都市 ヴォーバン地区（フライブルグ市）

### 3-3-13 遊び場道路開放

東京都は1966年(昭和41年)に「東京都遊び場対策本部」を設置し、遊び場整備の全面的対策に乗り出す。ここでは緊急の措置として、公有地を一時的に当面の間だけ遊び場として開放しようという政策が打ち出された。

その2年後に、建設省は「児童を交通禍から守るための緊急措置について」の通達を出している。また、政府交通対策本部は1970年(昭和45年)に「子どもの遊び場確保のための当面の措置についての申し合わせ」の通達を出している。

この通達を受けて、旭川市や大田区にて、遊び場道路開放の試みがなされた。特に大田区の事業は本格的なもので、1971年(昭和46年)に「子どもの遊び場道路設置促進要綱」を制定し、その年の事業で87ヶ所に設け、1982年時には237ヶ所が遊び場道路となっていた。この施策で道路での子どもの遊びのみならず沿道住民が道路を使った様々な活動が行われコミュニティが活性化し副次的効果も生まれている。また札幌市では、1974年(昭和49年)広い道路を利用して地域住民が積極的な活動を展開した道路開放遊び場「子供天国」が誕生している。<sup>1</sup>こののち道路開放は多くの自治体で行なわれるところとなった。しかしながら、これら道路開放は公園整備が間に合わない時点で暫定的措置の意味合いが強かったためか、公園整備の進行とともに、またモータリゼーションの更なる進行とともに衰退していった。

### 3-3-14 イギリスのホームゾーン：その歴史と政策、子どもと若者への影響

英国ではオランダのボンエルフに似た試みが部分的に行われていたが、1990年代にプレイワーカーらの運動と、環境問題から車交通削減を目指す運動などから、住宅地内の道路を人間の場に戻す運動が起こり、行政も実験的に取り組むようになってきた。ボンエルフほど法律改正にまでいたっていないが、運動としての広がり注目される。

ティム・ギル (ロンドン、イングランド)

*Children, Youth and Environments*, vol.16, no. 1

<http://www.colorado.edu/journals/cye/index.htm>

Home Zones in the UK:History, Policy and Impact on Children and Young People

Tim Gill London, England

図1 ホームゾーンの画期点

1970年代～1990年代初期	ボンエルフモデルに影響された計画が少数だが出てきた。
1990年代初期	道路を、子どもの歩行者が優先されるような場にしようと主張していた道路安全の活動家たちによって「ホームゾーン」という言葉が作り出された。
1990年代後期	活動家たちは、ボンエルフ型の、子どもにやさしい生活道路を要求する運動の中で「ホームゾーン」という言葉を使い始めた。
1999年	政府の9つのパイロット計画が発表された。
2001年	ホームゾーン・チャレンジ：約60の計画に3000万ポンドの予算がつき、ホームゾーンに法的位置を与える新法制が発表された。

図3-3-14-1 ホームゾーンの画期点

	ホームゾーン	ボンエルフなど、相当する道路
法的位置	明確には法律で定義されていない。地方自治体はホームゾーンを作ることの法的に認められている	明確に法律で定義されている
デザイン上の規定	法的指示がない	法的指示がある
歩車共存的外観の導入	全てがそうではない	法的に必須とされている
歩行者に優先権を与えるための法の変更	ない	国によって違う

図3-3-14-2 ホームゾーンとボンエルフの対比



表 3-3-14-3 イギリスのホームゾーンの主要な特徴

歩車共存的路面の割合	33%以下	33-67%	67%以上	わからない	
回答した計画の数(計: 41)	9	11	20	1	
平均速度 km/h	17 以下	17-25	25-34	34 以上	わからない
回答した計画の数 (計: 41)	4	15	15	2	5
法的に指定しているか	全部	いくつかは	してない	わからない	無回答
回答した計画の数 (計: 41)	15	11	11	2	2

表 3-3-14-4 ホームゾーンが子どもや若者に与えた影響

子どもの屋外活動は	増えた	同じ	減った	わからない
回答した計画の数 (計: 41)	21	9	0	11

注: ホームゾーンが実施されてから、路上で歩いたり、自転車に乗ったり、遊んだりしている子どもの数について尋ねた。

On a Bank Holiday August weekend in 1996, the residents of the Methleys in Leeds organised a ‘village fete’ complete with grass laid down in a residential street. The event, which generated huge media interest, was part of a wider campaign to make streets and neighbourhoods more child-friendly. The Methleys subsequently became one of the first ‘home zones’ in the UK. Photo: Heads Together Productions



(訳) 1996年8月のとある休日、Methleys (リーズ・イギリス) の住民が“Village fete”と呼ばれる居住エリアの道路に全面芝生を敷き詰めるイベントを成功させた。このイベントは多くのメディアの関心を集め、道路やその周辺をもっと子どもにやさしい環境とするキャンペーンを広げる役割を果たした。Methleys はその後、イギリスで「ホームゾーン」の先駆けの一つとなった。



図3-3-14-5 英国のホームゾーンの例

写真出典 Children in The City by Lia Karsten&Willem van Vliet-CYE, 2006